字茗荷沢一七八五の一五、字小久保一八二六のい、一八二六のほ、一八二六のへ、字梨木久保二一四二の一、二一四二の四、二一四二の五、二一四二の七、字大曽根三六八八、大字相川字石倉沢二一七五の一二、二一七五の一五、字入フツチバ二一六八の四八、二一六八の五二、字大関沢二一七五の四、二一七五の五、字落合二一七五の三、二一六九の一、二一六九のろ、字サルギ二一七五の七、二一七五の八、字新田二一七四の一、二一七四の二、字新田日向二一六八の三八、二一六八の四三、二一六八の四六、字新道二一六八の四〇から二一六八の四二まで、字石倉沢北向二一七五の一三、字デトフツチバ二一六八の四七、字ノツコシ沢二一七五の二、字日向二一七五の一四、字細久保二一七五の六、大字大沢字椢ノ沢一六二三の一、一六二三の二、字滝ノ沢一六六三の一、一六六三の二、常陸太田市上高倉町字小草二九一三の三六（次の図に示す部分に限る。）、天下野町字中沢二三九二の二、字荷鞍山二三九二の三、和久町字大防三四三の二、下大門町字北沢一四二七の一、一四二七の二、字北沢小屋一四八三の二、一五三七の九、字沢小屋二〇五四の一、二〇五四の二、字南沢小屋一五一三から一五一二まで、一五一五の一、一五一八の一、一五一八の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝の沢一七八八のろ

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字浅川字滝ノ沢一四四一の一、一四四一の四、一四五二の五、字滝ノ下一四八〇、字仲ノ沢一四八五の二、字東坊沢四二五三の四、字船ケ久保一四六四のい、一四六四のろ、一四六五のい、一四六五のろ、字山下三六七〇の一、三六七〇の二、三六七二、三六七三、三六七六のい、字寄藤一四六六、字刃骨沢三八〇〇の一、三八〇〇の二、大字大沢字大塩沢二〇六八の七、二〇六八の二七から二〇六八の二九まで、字大貫原一七〇四、字大貫原入口一六八二、一六八三、字下畑沢口一七四四の二、一七四四の三・一七四四の四（以上二筆国有林）、字張山向一六七七、字前沢一六七五、一六七六、字向山一六七四、大字上岡字宮平一七九八、字谷津ノ沢二五二四、大字頃藤字鉏金三二六二の一、三二六二の二、三二六二の三、三二六二の一四、字後沢六八二六から六八二八まで、字糸沢七〇八二、七〇八四の三、七〇八七、七〇八七の一、七〇八八の一、七〇八八の二、字滝倉一九二三の一、一九二四、字滝倉沢一三五一の一、一四三二、一九二三の一、一九二四、字長久保二八一五、二八二九から二八三一まで、二八二九の一、二八三三、二八三五の一、二八三八、二八三九、字長谷津三〇七五、字縄割四〇九七の一、四一一四の一、字初ノ沢五六二〇の三、字佛沢五五四〇の二、字薮沢五五〇一、五五〇二・五五〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五五〇四、五五〇三の二・五五〇三の五から五五〇三の一〇まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、五五〇三の一一から五五〇三の一三まで、五五〇三の一四・五五〇三の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五五〇三の一六、五五〇三の一七から五五〇三の一九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五五〇三の二〇、五五〇六の七（次の図に示す部分に限る。）、大字西金字糸沢口二六一七の一、字馬放下二六二〇の一、二六二一の四、字北沢二一七三、字鍬柄畑二一九〇の二、大字大子字石久保一七〇〇の一、一七〇八の二、一七一一、一七一三の二、字字坪沢一五五八の七、字槻沢一八四九の二四、一八五三の一、一八五三の二、一八五三の九、一八五四の一、一八五四の二四、一八五五の一八五五の九、一八五七の九、二二一〇、字小久慈一七九七の二、二〇二〇の三、字太郎沢二〇八二の八、二〇八四の三、二〇八六の六、二〇八七の四、字長岡一七九五の三、一七九五の五、字中ノ沢二〇二七、二〇二八、二〇三〇、二〇三一、二〇三三の一、二〇三七の二、二二〇七の一、大字栃原字後沢八一三の一、大字盛金字井戸入沢一六四九の一、一六八五の二、字椢木沢二九一の一、二九一の三、二九一の四、三四八の一、三四九の一、三四九の二、三五〇の一、三五一の一、三五二の一、三五三、三五四の二、三五四の三、字畑古沢一六七四の一、一六七六の一、一六七七の一、一六七八の一、一六七九の一、字畑木沢一六七五の一、大字相川字馬舟沢一〇三三、一〇四五、大字上野宮字上原一六九三の二、一六九三のは、一六九四の一、一六九四の二、一六九五の二、一六九五の八、字ウラキヨウ一七六三の四、字柿木平一六九二の二から一六九二の六まで、字熊木一六八四の一、一六八四の二、一六八五の二から一六八五の八まで、字高岩沢一六八六、字下原一六九六、一六九七の一、一六九七の二、字曽呂美木一七六三の五から一七六三の八まで、一七六八の九から一七六八の一二まで、字坪根河原三八六九から三八七一まで、三八七二・三八七五合併、三八七三、字松久保一六九三のい、字南沢日向一六八四の三、字字々内一六七七の一、一六七七の三、字小苗沢一六七八、一六七九のろ、字柴沢一六七六の三、一六七六の五、一六七六の七、一六七六の九、一六七六のい、字花亀一六七九の一、一六七九の三、一六七九の四、一六八〇のい、一六八〇のろ、一六八一のい、一六八一のろ、一六八二、大字下野宮字釵山三六一六の九、大字高柴字松室二七〇四の二、大字中郷字岡畑五九三、五九六から六〇五まで、五九九の一、六〇一の一、六〇八のい、六〇八から六一一まで、字金ボツコ六四〇、六四一、六四二のろ、字上ノ平四五〇の一、四五〇の二、四五四の一、四五六、字栗内四六二、四六三のろ、四六四、四六五のい、四六五のろ、四六八から四七四まで、四七五のい、四七五のろ、四七六、四七七、四七八の一、四七九、四八〇、四八一のい、四八一のろ、四八二のい、四八二のろ、四八三、四八四のい、四八四のろ、四八五の一、四八六、四八七、四八六の一、字黒萩沢六〇七（次の図に示す部分に限る。）、六一二、六一三の一から六一三の三まで、六一四、六一五、六一五の一、六一八のい、六一八のろ・六一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六二四のい、六二四のろ、字清水入八六一の二、字下ノ平四四二のろ、四四三、四四八、四四九のい、四四九のろ、四六七、字十郎ケ沢四二九、四三〇のい、四三〇のろ、字尻サタキ六二五、六二六、六三五のろ、六三八、六三九、字俗和四八八、四八九、四八九の一、四九〇のい、四九〇のろ、四九一のい、四九一のろ、四九二のい、四九二のろ、四九三、四九四、四九六、四九七、四九八の一、四九八の二、四九九の一、四九九の二、五〇〇から五〇四まで、五〇五のい、五〇五のろ、五〇六から五〇九まで、五一〇のい、五一〇のろ、五一一のい、五一一のろ、五一一のは、五一九、五二〇、五二三、五二四、五二七から五三二まで、字滝ノ上九三六、九三七、字鶴蒔田六二八、六二九のい、六二九のろ、六三〇、字栃木沢五七三から五八二まで、字橋場七九九から八〇一まで、字古内下八五五、八五七、八六〇、字古内平八五一から八五四まで、八五六、八五八、八五九、字矢板ノ上八八〇、大字山田字タコ田四二五のい、四二四のは、四二六、四二六の一、四二七、四二八の一、四三一の一、字立下四九三、五〇〇、五〇一、五〇三の一、五〇五のろ、五〇六のい、五〇七、字水穴五〇九、五一〇、五一五、大字川山字榎下一二八七、一二九〇、一二九一、一二九四の二、一三〇五の一、一三九八、一三九九の一、一四〇一、一四〇五から一四〇八まで、一四一三の一、一四一七の一から一四一七の四まで、字カケシタ一四三二、字坂下一三六七の二、一三六七の六、字下野沢一四一九、一四二〇、一四二二から一四二七まで、一四二八の一、一四二八の一から一四二八の二七まで、一四二九から一四三一まで、字嶽下一四三三、一四三三の一、字屋敷前一三六一、一三六二、一三六三の一、一三六四の一、一三九〇の一、一三九一、一三九二の一、一三九三の一、一三九四の二、